資料「令和５年度　日課の変更について」

Q　日課表を変更することの理由を教えてください。

A　子どもたちが学校生活を落ち着いて過ごせること、充実した活動ができることが必要です。昼休みが短い、清掃の時間及び回数が短いことに加え、朝の時間が有意義に使えていないことも検討課題でした。そのため、より子どもたちが落ち着いた生活を過ごし、学校生活を楽しめる環境を整えたいと考えました。

Q　始業時刻が早まることによって、下校時刻も早まることはありますか。

A　朝の活動時刻を 10 分早めた分を、昼休みと清掃の時間の充実にあてるよう検討していますので、下校時刻は本年度と変更はありません。ただし、水曜日を今年度同様、4 時間授業としたときに、昼休みをなしにした方が良いという考え方もあります。その場合、水曜日の下校時刻は早くなる可能性があります。

Q　水曜日の下校時刻が早まることで、放課後児童クラブの受け入れは大丈夫ですか。

A　放課後児童クラブを所管している担当課（教育総務課放課後児童支援室）に確認したところ、受け入れ可能との回答を得ています。

Q　「遅刻」の定義は変更になりますか。

A　現在、原則として、午前 8 時 15 分までに教室若しくは保健室にいることが「遅刻」でないこととしています。令和 5 年度以降は、午前 8 時 05 分までに教室若し

くは保健室にいることが必要になります。

Q　これまでも始業開始時刻までの時間を教室内で持て余す現状（課題）があったのならば、なぜもっと早くから日課変更を検討しなかったのですか。

A　これまで教職員の勤務時刻は午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分までとなっていました。そのため、教職員の勤務時刻以前に、子どもの活動を開始させることは安全面からも不可能でした。令和 5 年度からは、磐周地区全体で、勤務開始を午前 8 時と変更になりましたので、このタイミングで、より子どもたちが落ち着いて生活できる日課表へと変更することが可能になりました。

Q　始業時刻を早めることで、混乱をきたす保護者がいるのではないですか。

A　集団登校で来るグループは、午前 7 時 50 分までには校門を通過しています。したがって、集団登校の集合時刻を早めるなどといったことは必要ありません。さらに、個人登校をする子どもについても、ほぼ全員が午前 8 時には校門を通過しています。車で送迎してもらっている子どもが数名、午前 8 時ぎりぎりに校門を通過しますので、この子どもについて少し早く送ってもらう必要があるかもしれません。